

第4 租税特別措置法関係通達(連結納税編)関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達(連結納税編)の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 共通規定</p> <p>第68条の2～第68条の3 ((共通事項)関係)</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第68条の9 ((試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)関係)</p> <p>第1款 試験研究費の額</p> <p>第2款 中小連結親法人</p> <p>第3款 その他</p> <p>第68条の10～第68条の36 ((共通事項)関係)</p> <p>第68条の10 ((エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係)</p> <p>第68条の11 ((中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係)</p> <p>第68条の12 ((<u>事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除</u>)関係)</p> <p>第68条の13 ((沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)関係)</p> <p>第68条の14 ((沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係)</p> <p>第68条の15 ((情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係)</p>	<p>第1章 共通規定</p> <p>第68条の2の2～第68条の3 ((共通事項)関係)</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第68条の9 ((試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)関係)</p> <p>第1款 試験研究費の額</p> <p>第2款 中小連結親法人</p> <p>第3款 その他</p> <p>第68条の10～第68条の36 ((共通事項)関係)</p> <p>第68条の10 ((エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係)</p> <p>第68条の11 ((中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係)</p> <p>第68条の12 ((<u>事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</u>)関係)</p> <p>第68条の13 ((沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)関係)</p> <p>第68条の14 ((沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係)</p> <p>第68条の15 ((情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 16 (特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 68 条の 17 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 18 (保全事業等資産の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 19 (地震防災対策用資産の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 20 (集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 21 (事業革新設備の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 23 (特定電気通信設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 26 (資源再生化設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 29 (医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 30 (経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第 2 款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第 68 条の 31 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等) 関係</p> <p><u>第 68 条の 32 (支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係</u></p> <p><u>第 68 条の 33 (事業所内託児施設等の割増償却) 関係</u></p>	<p><u>第 68 条の 15 の 2 (教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p>第 68 条の 16 (特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 68 条の 17 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 18 (保全事業等資産の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 19 (地震防災対策用資産の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 20 (集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 21 (事業革新設備の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 23 (特定電気通信設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 26 (再商品化設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 29 (医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 30 (経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第 2 款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第 68 条の 31 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等) 関係</p> <p>第 68 条の 32 (事業所内託児施設等の割増償却) 関係</p>

- 第 68 条の 34 ((優良賃貸住宅の割増償却) 関係)
- 第 68 条の 35 ((特定再開発建築物等の割増償却) 関係)
- 第 68 条の 36 ((倉庫用建物等の割増償却) 関係)
- 第 68 条の 38 ((植林費の損金算入の特例) 関係)
- 第 68 条の 41 ((準備金方式による特別償却) 関係)

第 3 章 連結法人の準備金等

- 第 68 条の 43 ~ 第 68 条の 58 の 2 ((共通事項) 関係)
- 第 68 条の 43 ((海外投資等損失準備金) 関係)
- 第 68 条の 44 ((金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係)
- 第 68 条の 45 ((特定災害防止準備金) 関係)
- 第 68 条の 48 ((新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係)
- 第 68 条の 50 ((電子計算機買戻損失準備金) 関係)
- 第 68 条の 53 ((使用済燃料再処理準備金) 関係)
- 第 68 条の 54 ((原子力発電施設解体準備金) 関係)
- 第 68 条の 55 ((保険会社等の異常危険準備金) 関係)
- 第 68 条の 56 ((原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係)
- 第 68 条の 57 ((関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金) 関係)
- 第 68 条の 58 ((特別修繕準備金) 関係)
- 第 68 条の 58 の 2 ((社会・地域貢献準備金) 関係)
- 第 68 条の 59 ((中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係)

第 4 章 削 除

第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

- 第 68 条の 61 ((探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係)

- 第 68 条の 34 ((優良賃貸住宅の割増償却) 関係)
- 第 68 条の 35 ((特定再開発建築物等の割増償却) 関係)
- 第 68 条の 36 ((倉庫用建物等の割増償却) 関係)
- 第 68 条の 38 ((植林費の損金算入の特例) 関係)
- 第 68 条の 41 ((準備金方式による特別償却) 関係)

第 3 章 連結法人の準備金等

- 第 68 条の 43 ~ 第 68 条の 58 の 2 ((共通事項) 関係)
- 第 68 条の 43 ((海外投資等損失準備金) 関係)
- 第 68 条の 44 ((金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係)
- 第 68 条の 45 ((特定災害防止準備金) 関係)
- 第 68 条の 48 ((新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係)
- 第 68 条の 50 ((電子計算機買戻損失準備金) 関係)
- 第 68 条の 53 ((使用済燃料再処理準備金) 関係)
- 第 68 条の 54 ((原子力発電施設解体準備金) 関係)
- 第 68 条の 55 ((保険会社等の異常危険準備金) 関係)
- 第 68 条の 56 ((原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係)
- 第 68 条の 57 ((関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金) 関係)
- 第 68 条の 58 ((特別修繕準備金) 関係)
- 第 68 条の 58 の 2 ((社会・地域貢献準備金) 関係)
- 第 68 条の 59 ((中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係)

第 4 章 削 除

第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

- 第 68 条の 61 ((探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例</p> <p>第 68 条の 63 ((沖縄の認定法人の連結所得の特別控除)) 関係</p> <p>第 7 章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 64 ((農業経営基盤強化準備金)) 関係</p> <p>第 68 条の 65 ((農用地等を取得した場合の課税の特例)) 関係</p> <p>第 8 章 連結法人の交際費等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 66 ((交際費等の損金不算入)) 関係</p> <p>第 1 款 交際費等の範囲</p> <p>第 2 款 損金不算入額の計算</p> <p>第 9 章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第 68 条の 68 ((土地の譲渡等がある場合の特別税率)) 関係</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 68 条の 69 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)) 関係</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p>	<p>第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例</p> <p>第 68 条の 63 ((沖縄の認定法人の連結所得の特別控除)) 関係</p> <p>第 7 章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 64 ((農業経営基盤強化準備金)) 関係</p> <p>第 68 条の 65 ((農用地等を取得した場合の課税の特例)) 関係</p> <p>第 8 章 連結法人の交際費等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 66 ((交際費等の損金不算入)) 関係</p> <p>第 1 款 交際費等の範囲</p> <p>第 2 款 損金不算入額の計算</p> <p>第 9 章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第 68 条の 68 ((土地の譲渡等がある場合の特別税率)) 関係</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 68 条の 69 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)) 関係</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p>

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第68条の70～第68条の85の3(共通事項)関係

第68条の70～第68条の73(収用等の場合の課税の特例)関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

第68条の73(収用換地等の場合の連結所得の特別控除)関係

第68条の74(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除)関係

第68条の75(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除)関係

第68条の76(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除)関係

第68条の77(資産の譲渡に係る特別控除額の特例)関係

第68条の78～第68条の80(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)関係

第1款 対象資産の範囲等

第2款 事業の用に供したことの意義等

第3款 圧縮限度額の計算等

第4款 特別勘定

第5款 その他

第68条の82及び第68条の83(大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にあ

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第68条の70～第68条の85の3(共通事項)関係

第68条の70～第68条の73(収用等の場合の課税の特例)関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

第68条の73(収用換地等の場合の連結所得の特別控除)関係

第68条の74(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除)関係

第68条の75(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除)関係

第68条の76(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除)関係

第68条の77(資産の譲渡に係る特別控除額の特例)関係

第68条の78～第68条の80(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)関係

第1款 対象資産の範囲等

第2款 事業の用に供したことの意義等

第3款 圧縮限度額の計算等

第4款 特別勘定

第5款 その他

第68条の82及び第68条の83(大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にあ

改 正 後	改 正 前
<p>る土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 84 及び第 68 条の 85 (認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 85 の 2 (承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 85 の 3 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係</p>	<p>る土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 84 及び第 68 条の 85 (認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 85 の 2 (承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 85 の 3 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係</p>
<p>第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第 68 条の 88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 特殊の関係</p> <p>第 2 款 比較対象取引</p> <p>第 3 款 独立企業間価格の算定</p> <p>第 4 款 利益分割法の適用</p> <p>第 5 款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第 6 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用</p> <p>第 7 款 申告調整等</p> <p>第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等</p>	<p>第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第 68 条の 88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 特殊の関係</p> <p>第 2 款 比較対象取引</p> <p>第 3 款 独立企業間価格の算定</p> <p>第 4 款 利益分割法の適用</p> <p>第 5 款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第 6 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用</p> <p>第 7 款 申告調整等</p> <p>第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等</p>
<p>第 12 章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 89 (連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係</p>	<p>第 12 章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 89 (連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係</p>

第 13 章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第 68 条の 90 ~ 第 68 条の 93 ((連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係)

第 68 条の 93 の 6 ~ 第 68 条の 93 の 9 ((特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係)

第 14 章 連結法人のその他の特例

第 68 条の 94 ((鉱工業技術研究組合の所得計算の特例) 関係)

第 68 条の 95 ((特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係)

第 68 条の 99 ((社会保険診療報酬の所得計算の特例) 関係)

第 68 条の 101 ((農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例) 関係)

第 68 条の 102 ((転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係)

第 68 条の 102 の 2 ((中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係)

第 68 条の 103 ((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例) 関係)

第 68 条の 105 の 2 ((連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係)

第 68 条の 108 ((特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係)

第 13 章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第 68 条の 90 ~ 第 68 条の 93 ((連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係)

第 68 条の 93 の 6 ~ 第 68 条の 93 の 9 ((特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係)

第 14 章 連結法人のその他の特例

第 68 条の 94 ((鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例) 関係)

第 68 条の 95 ((特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係)

第 68 条の 99 ((社会保険診療報酬の所得計算の特例) 関係)

第 68 条の 102 ((転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係)

第 68 条の 102 の 2 ((中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係)

第 68 条の 103 ((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例) 関係)

第 68 条の 105 の 2 ((連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係)

第 68 条の 108 ((特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係)

第 68 条の 109 ((経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用) 関係)

二 第 68 条の 2 ~ 第 68 条の 3 ((共通事項)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 2 ~ 第 68 条の 3 ((共通事項)) 関係</p> <p>(連結事業年度における共通規定の適用)</p> <p>68 の 2 ~ 68 の 3(共) - 1 措置法第 68 条の 2.....</p>	<p>第 68 条の 2 の 2 ~ 第 68 条の 3 ((共通事項)) 関係</p> <p>(連結事業年度における共通規定の適用)</p> <p>68 の 2 の 2 ~ 68 の 3(共) - 1 措置法第 68 条の 2 の 2.....</p>

三 第 68 条の 9 ((試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>68 の 9 - 1<u>同条第 12 項第 1 号</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) 1 2</p>	<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>68 の 9 - 1<u>同条第 11 項第 1 号</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) 1 2</p>
<p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p>68 の 9 - 2 <u>措置法第 68 条の 9 第 9 項第 1 号</u>.....</p> <p>.....<u>同条第 12 項第 10 号</u>.....<u>措置法令第 39 条の 39 第 17 項</u>.....<u>措置法第 68 条の 9 第 12 項第 10 号</u>.....</p>	<p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p>68 の 9 - 2 <u>措置法第 68 条の 9 第 9 項</u>.....</p> <p>.....<u>措置法第 68 条の 9 第 11 項第 10 号</u>.....<u>措置法令第 39 条の 39 第 23 項</u>.....<u>措置法第 68 条の 9 第 11 項第 10 号</u>.....</p> <p>.....</p>
<p>(試験研究費に含まれる人件費)</p> <p>68 の 9(1) - 3 <u>措置法第 68 条の 9 第 12 項第 1 号</u>.....</p>	<p>(試験研究費に含まれる人件費)</p> <p>68 の 9(1) - 3 <u>措置法第 68 条の 9 第 11 項第 1 号</u>.....</p>

(分割型分割が行われた場合の比較試験研究費の額)

68の9(1)-8
.....措置法第68条の9第12項第10号.....
.....

(加入法人・離脱法人が存在する場合の基準試験研究費の額)

68の9(1)-9 措置法第68条の9第12項第11号.....

(従業員数基準の適用)

68の9(2)-2 措置法令第39条の39第13項.....

(常時使用する従業員の範囲)

68の9(2)-3 措置法令第39条の39第13項.....

(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)

68の9(3)-2 移転事業 (措置法令第39条の39第21項.....
同条第27項.....
(注)

(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法に関する書類の提出)

68の9(3)-3
.....措置法令第39条の39第21項.....
同条第27項.....

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

68の9(3)-4 措置法第68条の9第14項及び第15項.....

(分割型分割が行われた場合の比較試験研究費の額)

68の9(1)-8
.....措置法第68条の9第11項第10号.....
.....

(加入法人・離脱法人が存在する場合の基準試験研究費の額)

68の9(1)-9 措置法第68条の9第11項第11号.....

(従業員数基準の適用)

68の9(2)-2 措置法令第39条の39第19項.....

(常時使用する従業員の範囲)

68の9(2)-3 措置法令第39条の39第19項.....

(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)

68の9(3)-2 移転事業 (措置法令第39条の39第27項.....
措置法令第39条の39第13項.....
(注)

(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法に関する書類の提出)

68の9(3)-3
.....措置法令第39条の39第27項.....
措置法令第39条の39第13項.....

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

68の9(3)-4 措置法第68条の9第13項及び第14項.....

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(試験研究費の個別増加額)</u></p> <p>68の9(3)-5 措置法令第39条の39第30項第1号イにいう「<u>試験研究費の個別増加額</u>」とは、各連結法人の同号イの「<u>試験研究費の額</u>」が当該各連結法人の同号イの「<u>比較試験研究費の額</u>」を超える場合のその超える部分の金額をいうことに留意する。</p>

四 第68条の10～第68条の36 ((共通事項)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68の10～68の36(共)-1 措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項、第68条の16から第68条の21まで、第68条の23、第68条の24、第68条の26、第68条の27、第68条の29 <u>及び第68条の31から第68条の36まで</u>.....</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68の10～68の36(共)-2措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項、第68条の16から第68条の21まで、第68条の23、第68条の24、第68条の26、第68条の27 <u>及び第68条の29から第68条の36までの規定</u>.....</p> <p>...</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68の10～68の36(共)-1 措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項、第68条の16から第68条の21まで、第68条の23、第68条の24、第68条の26、第68条の27、第68条の29、<u>第68条の31、第68条の32及び第68条の34から第68条の36まで</u>.....</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68の10～68の36(共)-2措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項、第68条の16から第68条の21まで、第68条の23、第68条の24、第68条の26、第68条の27、<u>第68条の29、第68条の31、第68条の32及び第68条の34から第68条の36までの規定</u>.....</p>

五 第 68 条の 11((中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)) 関係

改 正 後	改 正 前								
(廃 止)	<p>(農林業用の機械及び装置)</p> <p>68 の 11 - 1 の 2 農業用又は林業用の減価償却資産が機械及び装置に該当するかどうかは個々の減価償却資産の属性に基づき判定するのであるが、措置法第 68 条の 11 の規定の適用上、耐用年数省令別表第七(以下 68 の 11 - 1 の 2 において「別表第七」という。)に掲げる減価償却資産のうち次の表に掲げるものは機械及び装置に該当するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">別 表 第 七 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">左のうち機械及び装置に該当するもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電 動 機 内 燃 機 関、ポ イ ラ ー 及 び ポ ン プ ト ラ ク タ ー</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">全部</td> </tr> <tr> <td>耕 う ん 整 地 用 機 具 耕 土 造 成 改 良 用 機 具 栽 培 管 理 用 機 具 防 除 用 機 具 穀 類 収 穫 調 整 用 機 具 飼 料 作 物 収 穫 調 整 用 機 具 果 樹、野 菜 又 は 花 き 収 穫 調 整 用 機 具 そ の 他 の 農 作 物 収 穫 調 整 用 機 具</td> </tr> <tr> <td>農 産 物 処 理 加 工 用 機 具 (精 米 又 は 精 麦 機 を 除 く。) 家 畜 飼 養 管 理 用 機 具 養 蚕 用 機 具 造 林 又 は 伐 木 用 機 具</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">動力により作動するもの</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 機 具</td> </tr> </tbody> </table>	別 表 第 七 の 種 類	左のうち機械及び装置に該当するもの	電 動 機 内 燃 機 関、ポ イ ラ ー 及 び ポ ン プ ト ラ ク タ ー	全部	耕 う ん 整 地 用 機 具 耕 土 造 成 改 良 用 機 具 栽 培 管 理 用 機 具 防 除 用 機 具 穀 類 収 穫 調 整 用 機 具 飼 料 作 物 収 穫 調 整 用 機 具 果 樹、野 菜 又 は 花 き 収 穫 調 整 用 機 具 そ の 他 の 農 作 物 収 穫 調 整 用 機 具	農 産 物 処 理 加 工 用 機 具 (精 米 又 は 精 麦 機 を 除 く。) 家 畜 飼 養 管 理 用 機 具 養 蚕 用 機 具 造 林 又 は 伐 木 用 機 具	動力により作動するもの	そ の 他 の 機 具
別 表 第 七 の 種 類	左のうち機械及び装置に該当するもの								
電 動 機 内 燃 機 関、ポ イ ラ ー 及 び ポ ン プ ト ラ ク タ ー	全部								
耕 う ん 整 地 用 機 具 耕 土 造 成 改 良 用 機 具 栽 培 管 理 用 機 具 防 除 用 機 具 穀 類 収 穫 調 整 用 機 具 飼 料 作 物 収 穫 調 整 用 機 具 果 樹、野 菜 又 は 花 き 収 穫 調 整 用 機 具 そ の 他 の 農 作 物 収 穫 調 整 用 機 具									
農 産 物 処 理 加 工 用 機 具 (精 米 又 は 精 麦 機 を 除 く。) 家 畜 飼 養 管 理 用 機 具 養 蚕 用 機 具 造 林 又 は 伐 木 用 機 具	動力により作動するもの								
そ の 他 の 機 具									

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の判定)</p> <p>68 の 11 - 5</p> <p>(注)措置法規則第 20 条の 2 の 2 第 7 項第 11 号.....</p> <p>.....「大分類 G 情報通信業」.....「中分類 75 宿泊業」、</p> <p>「大分類 P 医療、福祉」.....「中分類 87 協同組合（他に分類され ないもの）」及び「大分類 R サービス業（他に分類されないもの）」.....</p> <p>.....</p>	<p>(事業の判定)</p> <p>68 の 11 - 5</p> <p>(注)措置法規則第 20 条の 2 の 2 第 7 項第 10 号.....</p> <p>.....「大分類 H 情報通信業」.....「中分類 72 宿泊業」、</p> <p>「大分類 N 医療、福祉」.....「中分類 79 協同組合（他に分類され ないもの）」及び「大分類 Q サービス業（他に分類されないもの）」.....</p> <p>.....</p>

六 第 68 条の 12(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 12 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>68 の 12 - 11 措置法第 68 条の 12 第 5 項の規定の適用上、同条第 6 項第 1 号に規定する教育訓練費（以下「教育訓練費」という。）の額から控除する「他の者（当該中小連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額が含まれる。</p> <p>— 国等からその教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金</p> <p>— 販売業者等である連結法人がその使用人の教育訓練費に充てるために当該連結法人の取扱商品の製造業者等から交付を受けた金銭の額</p> <p>(教育訓練費の範囲)</p>	<p>第 68 条の 12 (事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

68の12-12 教育訓練費は、連結法人が自己の使用人に対して行う教育訓練等（措置法令第39条の42第11項第1号に規定する教育訓練等をいう。以下同じ。）の費用に限られるのであるが、一の教育訓練等に自己の工場又は店舗等内で当該連結法人の事業に従事する専属下請先等の従業員で自己の使用人と同等の事情にある者が含まれている場合であって、その者の数が極めて少数であるときには、その一の教育訓練等の費用の全額を当該連結法人の教育訓練費の額とすることができるものとする。

(注) 一の教育訓練等に自己の使用人とそれ以外の者が含まれている場合には、当該連結法人の教育訓練費の額は、本文の取扱いを適用する場合を除き、当該教育訓練等の費用の額を自己の使用人の受講者数とそれ以外の受講者数との比等の合理的な基準によってあん分する方法で計算した金額になることに留意する。

(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)

68の12-13 連結親法人が措置法第68条の12第5項に規定する中小連結親法人に該当するかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(解散の日を含む連結事業年度の意義)

68の12-14 措置法第68条の12第9項.....

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

68の12-15 措置法第68条の12第11項及び第12項.....

(新設)

(解散の日を含む連結事業年度の意義)

68の12-11 措置法第68条の12第7項.....

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

68の12-12 措置法第68条の12第9項及び第10項.....

七 第 68 条の 15((情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(連結事業年度の中途において資本金等の増加があった場合の適用)</p> <p>68 の 15 - 1<u>70 万円以上</u>..... (注)</p> <p>(圧縮記帳をした情報基盤強化設備等の取得価額)</p> <p>68 の 15 - 5<u>70 万円</u>.....</p>	<p>(連結事業年度の中途において資本金等の増加があった場合の適用)</p> <p>68 の 15 - 1<u>300 万円以上</u>..... (注)</p> <p>(圧縮記帳をした情報基盤強化設備等の取得価額)</p> <p>68 の 15 - 5<u>300 万円</u>.....</p>

八 旧第 68 条の 15 の 2 ((教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>第 68 条の 15 の 2 ((教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)) 関係</u></p> <p><u>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</u></p> <p><u>68 の 15 の 2 - 1 措置法第 68 条の 15 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、同条第 3 項第 1 号に規定する教育訓練費 (以下「教育訓練費」という。) の額から控除する「他の者 (当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。) から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額が含まれる。</u></p> <p>— <u>国等からその教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金</u></p> <p>— <u>販売業者等である連結法人がその使用人の教育訓練費に充てるために当該</u></p>

連結法人の取扱商品の製造業者等から交付を受けた金銭の額

(廃 止)

(教育訓練費の範囲)

68 の 15 の 2 - 2 教育訓練費は、連結法人が自己の使用人に対して行う教育訓練等 (措置法令第 39 条の 45 の 2 第 2 項第 1 号に規定する教育訓練等をいう。以下同じ。) の費用に限られるのであるが、一の教育訓練等に自己の工場又は店舗等内で当該連結法人の事業に従事する専属下請先等の従業員で自己の使用人と同等の事情にある者が含まれている場合であって、その者の数が極めて少数であるときには、その一の教育訓練等の費用の全額を当該連結法人の教育訓練費の額とすることができるものとする。

(注) 一の教育訓練等に自己の使用人とそれ以外の者が含まれている場合には、当該連結法人の教育訓練費の額は、本文の取扱いを適用する場合を除き、当該教育訓練等の費用の額を自己の使用人の受講者数とそれ以外の受講者数との比等の合理的な基準によってあん分する方法で計算した金額になることに留意する。

(廃 止)

(連結法人のうちに設立初年度の法人が含まれている場合の教育訓練費の額の合計額)

68 の 15 の 2 - 3 適用連結事業年度 (措置法第 68 条の 15 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する各連結事業年度をいう。以下同じ。) の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結親法人及びその連結子法人の教育訓練費の額の合計額には、当該適用連結事業年度が設立事業年度である連結法人の教育訓練費の額が含まれることに留意する。

(廃 止)

(分割型分割が行われた場合の比較教育訓練費の額)

68 の 15 の 2 - 4 連結法人が連結親法人事業年度 (法第 15 条の 2 第 1 項に規定す

改 正 後	改 正 前
	<p><u>る連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)の途中で当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行った場合には、当該分割の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額は、当該分割の日を含む連結事業年度における措置法第68条の15の2第3項第2号に規定する比較教育訓練費の額の計算の基礎となることに留意する。</u></p> <p><u>連結法人が連結親法人事業年度の中で連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなった連結子法人である場合において、当該連結子法人のその有することとなった日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額についても、同様とする。</u></p> <p>(廃止) <u>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><u>68の15の2-5 連結親法人が中小連結親法人(措置法第68条の15の2第2項に規定する中小連結親法人をいう。)に該当するかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(廃止) <u>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</u></p> <p><u>68の15の2-6 措置法第68条の15の2第5項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、68の9(3)-4の取扱いを準用する。</u></p> <p>(廃止) <u>(教育訓練費の個別増加額)</u></p> <p><u>68の15の2-7 措置法令第39条の45の2第11項第1号イにいう「教育訓練費の個別増加額」とは、各連結法人の同号イの「教育訓練費の額」が当該各連結法人の同号イの「比較教育訓練費の額」を超える場合のその超える部分の金額をいうことに留意する。</u></p>